

平成24年3月8日(木曜日) 第 2368 号

癷 行 호 禬 印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

#### 次 目

頁 ○宮崎県林業技術センター管理規則の一部を改正 する規則…………(森林経営課) 1 ○地方分権の推進のための条例に委任する事項の 整理に関する政令附則第2条の規定により読み 替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法 律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める 規則を廃止する規則……………(用地対策課) 5 告 示 ○平成24年度における特定調達契約に係る競争入 札参加資格……(総務事務センター) 5 ○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所

)の指定	(国保•援	護課)	6
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事			
業所)の指定	( "	)	6
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機			
関(精神通院医療)の指定	(障害福祉	止課)	7
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機			
関(精神通院医療)の所在地の変更	( "	)	7
○民有林の保安林の指定予定(2件)	(自然環境	竟課)	7
○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加			
者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示	(管理	里課)	7
○道路の区域の変更(2件)	(道路保全	と課)	8
○道路の供用の開始(2件)	( "	)	9
公 告			
○入札公告			9

# 

宮崎県林業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第7号

### 宮崎県林業技術センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県林業技術センター管理規則(平成4年宮崎県規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(利用の申込み等)

- 第5条 森林、林業、林産業等に関する知識及び技術の修得のため 研修を受けようとする者(以下「研修者」という。)は、研修を 受けようとする日の10日前までに、施設利用申込書(別記様式第 1号又は別記様式第2号)を所長に提出し、その許可を受けなけ ればならない。ただし、所長がその必要がないと認めるときは、 この限りでない。
- 2 研修寮を利用することができる者は、研修者で宿泊を要する者 に限るものとする。ただし、所長が特別の事情があると認めると きは、この限りでない。

(使用料の支払)

第10条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理|第10条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理 者に森とのふれあい施設に係る使用料(使用料及び手数料徴収条 例(平成12年宮崎県条例第9号)第2条第1項第13号に規定する 使用料(研修館に係る使用料を除く。)をいう。)を支払わなけ ればならない。

改正後

(利用の申込み等)

- 第5条 森林、林業、林産業等に関する知識及び技術の修得を目的 とする研修のために施設を利用しようとする者は、施設を利用し ようとする日の10日前までに、施設利用申込書(別記様式第1号 又は別記様式第2号)を所長に提出し、その許可を受けなければ ならない。ただし、所長がその必要がないと認めるときは、この 限りでない。
- 2 研修寮を利用することができる者は、前項の研修を受講し、宿 泊を要する者に限るものとする。ただし、所長が特別の事情があ ると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の支払)

者に森とのふれあい施設に係る利用料金(条例第10条の5第1項 <u>に規定する利用料金をいう。以下同じ。)</u>を支払わなければなら ない。

\_(利用料金の承認)\_

第13条 指定管理者は、条例第10条の5第3項に規定する知事の承 認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記様式第6

(協定書の締結)

<u>第13条</u> 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締|<u>第14条</u> 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締 結するものとする。

- (1) 「略]
- (2) 前条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) (4) [略]

(事業報告書等の提出)

- を知事に提出しなければならない。
  - (1) 森とのふれあい施設管理事業実績報告書(別記様式第6号
  - (2) 森とのふれあい施設管理事業使用料収入明細書(別記様式 第7号)
  - (3) 森とのふれあい施設管理事業収支決算書(別記様式第8号 )
  - (4) [略]

第15条~第17条 [略]

別記

様式第1号(第5条関係)

施設利用申込書

研修室使用料金 「宮崎県収入証紙」 はり付け欄

[略]

[略]

# 注意事項

- 1 「略]
- 2 研修室及び宿泊室の利用は、使用料及び手数料徴収条 例(平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。 ) で定める使用料が必要です。
- (1) 研修室の使用料は、条例で定める金額の宮崎県収 入証紙を、この用紙の右上のはり付け欄にはり付けて 申し込んでください。
- (2) 宿泊室の使用料は、条例で定められた金額を退所 までに納入してください。

<u>3 · 4</u> [略]

「略

様式第2号(第5条関係)

[略]

[略]

## 注意事項

- 1 [略]
  - 2 宿泊室の利用は、使用料及び手数料徴収条例(平成12 年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。) で定める 使用料が必要です。
  - 3 宿泊室の使用料は、条例で定められた金額を退所まで

号) に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、 知事に提出しなければならない。

(協定書の締結)

結するものとする。

- (1) 「略]
- (2) 第12条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) (4) [略]

(事業報告書等の提出)

- 第14条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類 第15条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類 を知事に提出しなければならない。
  - (1) 森とのふれあい施設管理事業実績報告書(別記様式第7号
  - (2) 森とのふれあい施設管理事業利用料金収入明細書(別記様 式第8号)
  - (3) 森とのふれあい施設管理事業収支決算書(別記様式第9号 )

(4) [略]

<u>第16条</u>~<u>第18条</u> [略]

別記

様式第1号(第5条関係)

施設利用申込書

研修室使用料金 「宮崎県収入証紙」 貼り付け欄

[略]

[略]

#### 注意事項

- 1 「略]
- 2 研修室の利用は、使用料及び手数料徴収条例(平成12 年宮崎県条例第9号)で定める使用料が必要です。

研修室の使用料は、使用料及び手数料徴収条例で定め る金額の宮崎県収入証紙を、この用紙の右上の貼り付け 欄に貼り付けて申し込んでください。

3 宿泊室の利用は、公の施設に関する条例(昭和39年宮 崎県条例第7号) 第10条の5第1項に規定する利用料金 が必要です。

宿泊室の利用料金は、別に定められた金額を退所まで に納入してください。

<u>4 · 5</u> [略]

「略]

様式第2号(第5条関係)

[略]

[略]

#### 注意事項

- 1 「略]
- 2 宿泊室の利用は、公の施設に関する条例(昭和39年宮 崎県条例第7号)第10条の5第1項に規定する利用料金 が必要です。
- 3 宿泊室の<u>利用料金</u>は、<u>別に</u>定められた金額を退所まで

に納入してください。		に納入してください。	
4 • 5 [略]		4 • 5 [略]	
[略]		[略]	

別記様式第8号中「第14条」を「第15条」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第7号中「第14条」を「第15条」に、「森とのふれあい施設管理事業使用料収入明細書」を「森とのふれあい施設管理事業利用料金収入明細書」に、「宿泊室使用料年間収入額」を「宿泊室利用料金年間収入額」に、「使用料延べ数量(泊)」を「利用料金延べ数量(泊)」に、「宿泊室使用料月別収入額」を「宿泊室利用料金月別収入額」に、

				Γ					
	調定額(収入)	収納額(払込)	払込未済額	٠.	宿泊数	宿泊数			
宿泊数	(A)	(B)	(A-B)	を	(全体)	(利用料金納入者)	単価(円/人・泊)	金額	
	•	•					•		

改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第6号中「第14条」を「第15条」に改め、同様式を別記様式第7号とし、別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号(第13条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地 申請者 法人(団体)名 代表者氏名

公の施設に関する条例第10条の5第3項の規定により、宮崎県林業技術センター研修寮の利用 料金の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利用料金の額

区	分	限	度	額(円)	利 用 料 金 (円)	備考
研修寮						

(添付資料)

歳入歳出見込書

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条、別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号の改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第15条の規定は、平成24年度以降の指定管理者について適用し、平成23年度の指定管理者については、なお従前の例による。

地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令附則第2条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県規則第8号

地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令附則第2条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に 関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める規則を廃止する規則

地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令附則第2条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める規則(平成15年宮崎県規則第9号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

#### 宮崎県告示第 163号

平成24年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- (1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)及びその申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(郵便にあっては、書留に限る。)により提出すること。

なお、申請書類(申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。)を提出する際は、参加希望の入札案件名を申 し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで)受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書類の配布及び提出場所並びに申請についての問合せ先 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橘通 東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208 なお、申請書類は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものに は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

- 5 資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 有効期間

資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成26年7月1日から平成26年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき資格を有している者(この告示の公表の際現に資 格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の資格を要件と する競争入札については、この告示による申請の必要はない。

#### 別表

業	種	営	業	種	目	種目
物品に関	する業	文具	• <b></b>	事務榜	<sup>銭類</sup>	紙•文具
種						事務機器
						OA機器
						視聴覚教材機器
						印章
		一般村	幾析	成器具	具類	家電製品
						電気機器
						通信機器
						厨房機器
						防災保安機器
						工作機器
						その他

平成 24 年 3	月 8 日(木曜日	) 第 2368 号
	医療•理化学機	医療機器
	器類	理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産•十木	農林水産業機器
	機器類	建設土木機器
	材料類	十建用資材
	17171750	標識
		塗料
		諸材
	市市 , 机帕 , 桩	
	車両・船舶・航	車両販売・整備
	空機類	船舶販売・整備
		航空機販売・整備
	en en vier	バイク・自転車
	印刷類	平版活版
		軽印刷
		フォーム印刷
		特殊印刷
		青写真
		航空写真・マイクロ写真
	薬品類	医薬品
		農業薬品
		化学工業薬品
	燃料類	石油製品
		高圧ガス
	家具・木工類	家具・木工
		室内装飾•畳
	寝具•被服類	寝具
		被服•装備品
		消防・警察用品
		靴•鞄
	百貨・日用品類	百貨
		記念品・美術品
		写真・カメラ
		時計•貴金属
		ガラス・陶器
		楽器
		スポーツ用品
		金物・荒物・雑貨
		食品
	看板•旗類	看板
		旗•染物
	その他	シート・テント
		肥飼料•種苗
		書籍
		古物買受
		その他
サービス(役務	賃貸業務	電算機器
の提供)に関す		事務機器
る業種		その他
	広告・宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
		·-

電算業務	電算処理(システム開発
	含む。)
	データエントリー
	その他
その他	クリーニング
	運送
	廃棄物処理
	調査・研究・検査
	その他

#### 宮崎県告示第 164号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護	隻事業者	居宅介護	雙事業所	指定
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	年月日
合同会社ほほえみの里	宮崎県日南 市酒谷乙73 43番地1	デイサービ スほほえみ の里	宮崎県日南 市酒谷乙73 43番地1	平成23年 12月1日
特定非営利 活動法人あったかほー む愛あい	宮崎県日向 市財光寺29 39番地8	ジャックと まめの木	宮崎県日向 市財光寺字 中の原1182 - 2	平成24年 2月1日
株式会社アンジェの庭	宮崎県宮崎 市天満一丁 目1番8号	訪問介護ス テーション いきいき	宮崎県児湯 郡木城町中 之又 351- 14	平成23年 12月1日
株式会社藤やま	宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目2番地1	訪問介護事 業所みなみ	宮崎県児湯 郡新富町新 田 19364- 7	平成24年 1月10日
特定非営利 活動法人か どがわ・ざ わざわ会	宮崎県東臼 杵郡門川町 東栄町二丁 目2番地1	こばる訪問 介護センタ ー	宮崎県東臼 杵郡門川町 東栄町二丁 目2-1	平成24年 1月1日

## 宮崎県告示第 165号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護	TI	
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	指 定 年月日
株式会社しづの	宮崎県小林 市南西方62 79番地12	居宅介護支 援事業所し づの	宮崎県小林 市南西方62 79番地12	平成24年 2月1日
株式会社藤やま	宮崎県児湯 郡新富町富 田東一丁目 2番地1	居宅介護支 援事業所 みなみ	宮崎県児湯 郡新富町新 田 19364- 7	平成24年 1月10日

#### 宮崎県告示第 166号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定 により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指 定した。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
日本調剤宮大前薬局	宮崎市	薬局	平成24年 3月1日
きらり薬局	えびの市	薬局	平成24年 3月1日
ひまわり訪問看護ステー ション	西都市	訪問看護	平成24年 3月1日

## 宮崎県告示第 167号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第64条の規定により 、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更につい て次のとおり届出があった。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	所名	<b></b> 生地	変更
4 你	別在地	変更前	変更後	年月日
訪問看護ステ	宮崎市	宮崎市大字	宮崎市大字	平成23年
ーション夢		恒久5314-	恒久6770	9月1日
		5		

## 宮崎県告示第 168号

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。 平成24年3月8日

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字小 八重甲2082・甲2083-2・甲2132-3・甲2139-1・甲2139-2 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、甲2083-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字小八重甲2083-1 (次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 169号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字矢 立尻2596-25(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。 平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県告示第 170号

#### 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第 369号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入札参加者の資格)	(入札参加者の資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」と|第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」と いう。)は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者でないこと。

ア~エ [略]

オ [略]

(2) [略]

別表第1 (第7条関係)

\					
∖等級区分	特A級	A級	B級	C級	<u>D級</u>
\					
\					
建設					
工事の					
種類及 \					
び金額					
土木一式	8,000万	4,000万	2,000万	1,000万	<u>1, 0</u>
工事	<u>円以上</u>	<u> 円以上 8</u>	<u> 円以上 4</u>	<u> 円以上 2</u>	00万
		,000万円	<u>,000万円</u>	,000万円	<u>円未</u>
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>未満</u>	<u>満</u>
建築一式	1億5,0	6,000万	<u>3,000万</u>	1,500万	<u>1, 5</u>
工事	<u>00万円以</u>	円以上1	<u> 円以上 6</u>	<u> 円以上 3</u>	00万
	<u> </u>	億 5,000	<u>,000万円</u>	<u>,000万円</u>	<u>円未</u>
		万円未満	<u>未満</u>	<u>未満</u>	満
ほ装工事	[略]				
電気工事					
及び管工					
I					

いう。)は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者でないこと。

ア~ェ [略]

オ 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第3条第3項及び厚生 年金保険法(昭和29年法律第 115号)第6条第1項の適用事 業所である者であって、健康保険若しくは厚生年金保険に未 加入のもの又は知事が別に定める期間の健康保険料若しくは 厚生年金保険料に未納があるもの

カ [略]

(2) [略]

別表第1 (第7条関係)

等級区分	特A級	A級	B級	C級
建設				
工事の				
種類及				
び金額				
土木一式	7,000万	3,000万	1,500万	1,500万円未満
工事	<u> </u>	円以上 7	<u>円以上 3</u>	1,000/J   J/ C  MJ
	1300	,000万円	,000万円	
		未満	未満	
建築一式	1億円以	4,000万	1,500万	1,500万円未満
工事	<u>上</u>	円以上1	<u> 円以上 4</u>	
		億円未満	<u>,000万円</u>	
			<u>未満</u>	
ほ装工事	[略]			
電気工事				
及び管工				
事				

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号中オをカとし、エの次に次のように加える改正規定は、平成26年 4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の規定により されている手続その他の行為は、この告示による改正後の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の相当 規定によりされたものとみなす。

## 宮崎県告示第 171号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年3月8日から平成24年3月22日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	延岡市熊野江町3022番	ΙΗ	15.3~ 33.8	80. 5
			1 地先から 同市同町30 19番1 地先 まで	新	13.5~ 26.4	80.5

#### 宮崎県告示第 172号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年3月8日から平成24年3月22日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の幅 員	延長
番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
441	県道	一氏西方線	串間市大字 西方字岩溝 1052番1地	IΒ	4.8 ~ 12.5	347. 0
			先から同市 同大字字通 山1946番 3 地先まで	新	12.6~ 29.6	347.0

#### 宮崎県告示第 173号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年3月8日から平成24年3月22日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	政領々	区	間	併田間払う加口
番号	種	類	路線名		旧	供用開始の期日
	国道	首	国道 3 88号	江町; 1地; 同市	市熊野 3022番 先から 同町30 1地先	平成24年3月31日

#### 宮崎県告示第 174号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年3月8日から平成24年3月22日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の				
番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
441	県道	道	一氏西	串間市大字		平成24年3月8日
			方線	西方字岩溝		
				1052番1地		
				先から同市		

	同大字字通	
	山1946番 3	
	地先まで	

# 公告

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。 平成24年3月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(こん包及び配送を含む。) 「県広報みやざき」360,000部×6回、A4判4色カラー8ページ 「県議会の動き」360,000部×6回、A4判4色カラー4ページ
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成25年3月31日まで
- (4) 納入場所 総部数のうち、354,000部はこん包の上宮崎県が 指定する場所へ発送し、残部は宮崎県県民政策部秘書広報課へ 納入する。
- (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成24年宮崎県告示第 163号に規定する資格を有する者で 、営業種目が印刷類で種目が平版活版のものであること。
  - イ 過去 2 年間に 4 色カラーのページを12ページ以上含む刊行 物の印刷の実務実績を有する者であること。
  - ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に6,000部、10日以内に354,000部の印刷(こん包及び配送を含む。)が可能な機械設備及び人員体制を有している者であること。
  - エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で 配置できる者であること。
  - オ 連絡をしてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県県民政策部秘書広報課又は宮崎県議会事務 局政策調査課に到着させることができる者であること。
  - カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即 時対応できる者であること。
  - キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者 は当該入札に参加することはできない。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成23年4月13日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは 、これに応じなければならない。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通 東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 期間 平成24年3月8日から平成24年4月20日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成24年3月8日から平成24年4月20日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成24年3月21日 午前11時
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成24年4月20日 午後3時(郵便にあっては平成23年4月19日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成24年4月20日 午後3時
- 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札 を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東2丁目 10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208

12 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- 13 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成24年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
  - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場 合、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be required: Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikainougoki", 360,000copies × 6 times a year.
  - (2) Time limit for tender: 3:00p.m.20 April, 2012

(3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan TEL: 0985-26-7208